## 静岡県告示第154号

静岡県薬物の濫用の防止に関する条例第15条第2項の規定に基づき、次の物質について、知事指定薬物としての指定が失効したので、告示する。

平成30年3月13日

静岡県知事 川勝平太

## 1 知事指定薬物の名称

物質名	適用年月日
N-(4-7)ルオロフェニル) $-N-(1-7)$ ェネチルピペリジン $-4-7$ ル)イ	
ソブチルアミド及びその塩類(通称名4F-iBF、4-FIBF、4-Fluo	平成30年3月10日
roisobutyryl fentanyl)	
N-(4-)ロロフェニル) $-N-(1-)$ フェネチルピペリジン $-4-$ イル)イソ	
ブチルアミド及びその塩類(通称名4C1-iBF、4-Chloroisobu	平成30年3月10日
tyryl fentanyl)	
N- (1-フェネチルピペリジン-4-イル)-N-フェニルテトラヒドロフラン	
-2-カルボキサミド及びその塩類(通称名Tetrahydrofuranyl	平成30年3月10日
fentanyl, THF-F)	
N-(2-メトキシベンジル) -N-メチル-1-(4-メチルフェニル) プロパ	平成30年3月10日
<ul><li>ン-2-アミン及びその塩類(通称名4-MMA-NBOMe)</li></ul>	平成30平3月10日
1-(3,5-ジメトキシ-4-プロポキシフェニル)プロパン-2-アミン及び	平成30年3月10日
その塩類 (通称名3C-P)	十成30十3月10日

## 2 指定の失効の理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第 15項に規定する指定薬物に指定されたため。